

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和6年度外来種対策事業(ヤエヤママドボタル対策)
- 2 履 行 期 間 令和6年〇月〇日から令和7年3月21日まで
- 3 業 務 委 託 料 金〇〇〇〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇円)
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に認められる場合は免除とする。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発 注 者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

受 注 者 住 所
氏 名
代表者

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び仕様書に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 業務委託料の経費区分は別表のとおりとする。

(業務実施計画書の提出)

第2条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 業務実施計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第4条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、原則として再委託を開始する日の10日前までに再委託承認申請書を甲(県)に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項までの規定に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(履行報告)

第6条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(仕様書等の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 乙は、各号の一に該当するときは、あらかじめ申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 業務委託料の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減であって、予め甲に報告したものを除く。

(2) 委託事業の内容を変更しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(乙の請求による履行期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第10条 成果物の引渡し前に、生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

(委託業務実績報告書等の提出)

第12条 乙は、甲から事業の実施状況の報告を求められたときは、依頼を受けた日から10日以内に甲に提出するものとする。また、委託業務が完了したときは、様式第1号及び仕様書に基づく実績報告書を事業終了後10日以内または年度末日のいずれか早い日に甲に提出するものとする。

(検査及び委託の額の確定)

第13条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の委託業務実績報告書の提出を受けた場合、又は通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査として、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

3 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と業務委託料とのいずれか低い額とする。

4 甲は、第2項の委託料の額の確定をした場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする

5 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(成果物の引渡し)

第14条 甲は、前条の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

2 乙は、業務が前条第2項の検査に合格しないときは、修補の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第15条 乙は、第13条に定める検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(概算払い)

第16条 乙は、前条の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、業務委託料の概算払いを甲に請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、業務委託料の10分の7に相当する額を上限として概算払をすることができるものとし、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、成果物に契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第14条第1項又は第2項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第18条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額とする。

3 甲の帰すべき事由により、第15条及び第16条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲は、業務が完了するまでの間は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第24条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、沖縄県個人情報取扱事務委託等基準別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第26条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第27条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力(天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)、疫病及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。)が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(補 則)

第29条 この契約書に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定める。

別 表

経 費 区 分	金 額	備 考
令和6年度外来種対策事業 (ヤエヤママトボタル対策) 1. 人件費 2. 直接経費	円 円	
一般管理費等	円	人件費と直接経費を加えた 額の10%以内
再委託費	円	
小 計	円	
消 費 税	円	小計の10%
合 計	円	

事業費の経費区分毎に、20%以内の経費の変更をする場合は委託者にあらかじめ報告するものとし、20%を超えて経費の変更をする場合は委託者の承認を受けるものとする。

様式第1号（第12条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和6年度外来種対策事業(ヤエヤママドボタル対策)委託業務実績報告書

標記事業を終了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 委託業務の実績内容
 - (1) 委託事業の内容
 - (2) 委託事業の成果

2. 事業終了月日

